

令和 4 年度

定期監査結果報告書

大和高田市監査委員

目 次

1. 監査の種類及び対象.....	1
2. 監査の期間.....	2
3. 監査の着眼点及び実施内容.....	2
4. 提出書類.....	3
5. 監査の結果.....	4
5.1. 未来まちづくり局.....	5
5.2. 企画政策部.....	5
5.3. 総務部.....	6
5.4. 市民生活部.....	6
5.5. 地域振興部.....	7
5.6. 福祉部.....	8
5.7. 保健部.....	9
5.8. 環境建設部.....	9
5.9. 上下水道部.....	10
5.10. 教育委員会事務局教育部.....	11
5.11. 選挙管理委員会事務局.....	12
5.12. 農業委員会事務局.....	12
5.13. 市立病院.....	13

1. 監査の種類及び対象

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を、下記を対象に実施した。なお、同条第2項による行政監査を併せて実施した。

未来まちづくり局

企画政策部	...	企画創生課、広報広聴課、人事課
総務部	...	総務課、税務課、収納対策室
市民生活部	...	市民衛生課、人権施策課（下記施設を含む。） 隣保館（曙町、市場、土庫、東雲） 青少年会館（曙町、市場、塙、東雲）
地域振興部	...	商工振興課、農業振興課、スポーツ振興課
福祉部	...	こども家庭課、保育幼稚園課（※関係教育施設等を含む。）
保健部	...	健康増進課、介護保険課
環境建設部	...	住宅課、都市計画課、建設企画課（クリーンセンター）
上下水道部	...	水道総務課、水道工務課、下水道課
教育委員会事務局教育部	...	教育総務課（※関係教育施設等を含む。）、生涯学習課（葛城コミュニティセンター、中央公民館、図書館を含む。）
選挙管理委員会事務局		
農業委員会事務局		
市立病院	...	総務課、財務企画課、管理課、医事課、看護専門学校、訪問看護ステーション、栄養管理科

※ 関係教育施設等とは、以下に掲げる施設

こども園1園 高田こども園

保育所3か所 片塩保育所、浮孔保育所、高田西保育所

幼稚園4園 高田幼稚園、片塩幼稚園、菅原幼稚園、浮孔西幼稚園

小学校4校 高田小学校、片塩小学校、菅原小学校、浮孔西小学校

中学校2校 高田中学校、片塩中学校

今年度から、より丁寧な監査の実現を目的とし、監査対象を昨年度までの全部署から、おおむねその半分とした。

2. 監査の期間

前期 令和4年10月13日から令和4年12月16日まで

後期 令和5年1月16日から令和5年1月18日まで

3. 監査の着眼点及び実施内容

大和高田市監査基準に基づき、事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを主眼として監査を行なった。

具体的な重点項目として、以下の3点を特に着眼した。

① 契約関係

- ・ 工事、委託、修繕、物品購入等において、契約を恣意的に、又は意図して分割していないか。
- ・ 契約内容の見直し、改善を図れるものはないか。
- ・ 契約書類等の不備はないか。
- ・ 不適切な契約手続・履行はないか。
- ・ 不適切・不適當な随契理由はないか。

② 支出関係

- ・ 不適切な予算執行、支給手続はないか。

③ その他

- ・ 内部統制に向けたリスクの洗出作業が実行されているか。
- ・ 現金の管理・取扱いに問題はないか。
- ・ 郵券等の保管・管理は適切に行われているか。
- ・ 補助金等の支給に係る事務手続が適正にされているか。
- ・ 消せるボールペンの使用など、文書事務に不適切な処理はないか。

実施に当たっては、監査資料として関係する帳票、帳簿、書類等の提出を求め、予備調査を行った。また、関係職員から事務事業の説明を受け、提出を受けた定期監査資料の内容について質疑応答を実施した。

4. 提出書類

定期監査実施に伴う資料と諸帳簿については、前期のうち11月7日実施分までについては令和3年度及び令和4年度9月末までを、以後の実施分は令和3年度及び令和4年度10月末までを、後期については令和3年度及び令和4年度11月末までを監査対象とした。主な提出書類は次のとおりである。

(1) 資料

- ① 事務分担表
- ② 歳入歳出予算執行状況調（部門別）
- ③ 歳入・歳出予算執行状況調補足資料
- ④ 業務等執行状況表
- ⑤ 施工工事一覧表
- ⑥ 物品購入、請負（工事を除く。）、賃貸借契約状況表
- ⑦ 業務委託料の契約状況表
- ⑧ 負担金補助及び交付金明細表
- ⑨ その他

(2) 諸帳簿

- ① 文書件名簿
- ② 旅行命令簿兼旅費請求書
- ③ 契約書
- ④ 補助金・委託料
- ⑤ 調定伺簿
- ⑥ 交際費出納簿
- ⑦ 文書管理表
- ⑧ 勤務状況整理台帳
- ⑨ 時間外勤務命令兼報告書
- ⑩ 公用車運行日誌
- ⑪ 収入整理簿
- ⑫ 郵便料受払簿
- ⑬ その他

5. 監査の結果

事務の管理及び執行等については、一部に注意又は検討を要するものが見受けられたが、おおむね適正に処理されていると認められた。

ここ数年において各事業の運営及び執行に多大な影響を与えた新型コロナウイルス感染症はやや収まりを見せてきており、感染症法上の位置付けも5類に移行すると政府決定された。一方でロシア・ウクライナの情勢不安等を発端とする物価高騰や円安の影響から、本市の財政支出も多大なる影響を受けており、追加支出の必要や契約内容の変更などを余儀なくされている。本市においては、旧庁舎跡地の活用内容の決定や、市立病院の最有力移転先をJR高田駅前と発表するなど、本市の将来を大きく左右する重大な意思の表示が行われたところである。これらに起因する本市への財政的影響も非常に大きなものであり、同時に市民への将来負担を懸念するところでもある。

また、今年度においては、6月に市立病院の医師による無許可での外部への手術画像提供の事案、7月に就学援助費の過払いの事案、1月に公用車車検切れの事案と立て続けに不祥事案件の報道があった。これらについては、業務が属人化していたこと及び上司等のチェック体制が不十分であったことが原因であり、業務の有効性及び効率性の観点からも内部統制の必要性を改めて感じたところであるが、そもそも、内部統制の実現には指揮命令系統の明確さが欠かせないものである。

例えば、平成20年度に「行政の効率化と人件費の抑制」を目的とし、組織の再編及び縮小に伴って臨時的に設置された参事の職は、課長と同等で並列的な関係であった。しかし、参事の使用を臨時の必要性がなくなった現在に至るまで続けた結果、制度の趣旨と運用との間に乖離が生じ、また、係に代わるグループ内での係長の乱立とあいまって、課長と参事、係長相互間における責任や分担事務の範囲が截然と区分できず、内部においては事務の混乱を招き、窓口では市民とのトラブルの原因となっている。このような指揮命令系統の不明確さは、内部統制の実現には程遠く、これを阻害する重大な要因である。また、財政面においても将来的な人件費増加の一因をなすものとなっており、強い懸念を抱くところである。

行政機関は、いかなる状況下であっても、法令を遵守し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めなければならない、その実現とこれに資する内部統制制度の確立に向け、早急に統制環境の整理に取り組みれることを望むところである。

なお、監査の都度、関係者に所見を述べたが、各部局等に対する指摘事項は次のとおりである。

5.1. 未来まちづくり局

(1) 監査の対象

未来まちづくり局

(2) 監査実施日

令和4年11月22日

(3) 監査の結果

事務の管理及び執行等については、一部に注意又は検討を要するものが見受けられたが、おおむね適正に処理されていると認める。

指摘事項は次のとおりである。なお、監査の際に見受けられた整備を要する事項のうち、軽微なものについては、その都度指導したので省略する。

【指摘事項】

特筆すべき事項は無かった。

5.2. 企画政策部

(1) 監査の対象

企画創生課、広報広聴課、人事課

(2) 監査実施日

令和4年11月22日（人事課）

令和4年12月16日（企画創生課、広報広聴課）

(3) 監査の結果

事務の管理及び執行等については、一部に注意又は検討を要するものが見受けられたが、おおむね適正に処理されていると認める。

指摘事項は次のとおりである。なお、監査の際に見受けられた整備を要する事項のうち、軽微なものについては、その都度指導したので省略する。

【指摘事項】

- 専決権を有する者よりも下位の者による誤った専決処理が見受けられた。
（企画創生課）
- 広告掲載に係る掲載料の歳入につき、長が定める要綱により前納を原則とするところ、これにのっとらない処理がされていた。（広報広聴課）

- 講師等に対する謝礼金について、支給に係る基準が定められていないため、金額に組織としての統一性が無く、また、特定の部署で他市の基準に照らして比較的高い支給額のものが見受けられた。(人事課)

5.3. 総務部

(1) 監査の対象

総務課、税務課、収納対策室

(2) 監査実施日

令和4年11月7日 総務課、税務課

令和5年1月16日 収納対策室

(3) 監査の結果

事務の管理及び執行等については、一部に注意又は検討を要するものが見受けられたが、おおむね適正に処理されていると認める。

指摘事項は次のとおりである。なお、監査の際に見受けられた整備を要する事項のうち、軽微なものについては、その都度指導したので省略する。

【指摘事項】

- 市有地賃貸借契約において、一般競争入札を検討すべきところ、十分に検討を尽くされた形跡がなく、妥当性を欠く理由により随意契約をしているものがあつた。(総務課)
- 補助金交付申請書における記載事項が不適當、不十分であり、また根拠条文に誤りがあつたにもかかわらず、必要な補正を求めることなく、そのまま処理されているものがあつた。(税務課)

5.4. 市民生活部

(1) 監査の対象

市民衛生課、人権施策課（隣保館（曙町、市場、土庫、東雲）、青少年会館（曙町、市場、塙、東雲）を含む。）

(2) 監査実施日

令和4年11月7日 市民衛生課、人権施策課（各隣保館及び各青少年会館を同時実施）

(3) 監査の結果

事務の管理及び執行等については、一部に注意又は検討を要するものが見受

けられたが、おおむね適正に処理されていると認める。

指摘事項は次のとおりである。なお、監査の際に見受けられた整備を要する事項のうち、軽微なものについては、その都度指導したので省略する。

【指摘事項】

- 市営斎場地下タンク改修工事による火葬業務の休業に伴って協力を得た近隣市町村と市営斎場利用者と本市との3者間において、本市が交付した当該利用者に対する補助金につき、例外的に行われた支出手続(支払先の変更)の正当性を証する書面の添付が無く、收受する権原のない者への支払となる外形を備えていた。(市民衛生課)
- 専決権を有する者よりも下位の者による誤った専決処理があった。(人権施策課)
- 青少年会館体育館使用料の免除基準が明確に定められておらず、免除に至った判断が不明瞭なものが見受けられた。(人権施策課)

5.5. 地域振興部

(1) 監査の対象

商工振興課、農業振興課、スポーツ振興課

(2) 監査実施日

令和4年10月13日

(3) 監査の結果

事務の管理及び執行等については、一部に注意又は検討を要するものが見受けられたが、おおむね適正に処理されていると認める。

指摘事項は次のとおりである。なお、監査の際に見受けられた整備を要する事項のうち、軽微なものについては、その都度指導したので省略する。

【指摘事項】

- 「大和高田市大規模イベント等開催支援補助金交付要綱」において定めた様式が、その前提となる「大和高田市補助金交付規則」の様式に定められた交付要件の要素となる事項の一部を欠いたものとなっていた。(商工振興課)
- 提出された補助金申請書類の記載内容の不備等について、申請者に対する必要な補正の要求を怠っていると思われるものが見受けられた。(スポーツ振興課)
- 既存の各補助金交付事業について要綱作成をするよう指導しているところ、

要綱の作成をなおざりにし、要綱のない新たな補助金交付事業が追加されていた。(スポーツ振興課)

- 緊急時に行政財産の目的外使用を認める手続について、協定書の締結による契約行為とは別に、使用許可証の交付による行政処分を重ねて行っていた。また、使用許可に関しては、許可期間について規則違反があった。(スポーツ振興課)

5.6. 福祉部

(1) 監査の対象

こども家庭課、保育幼稚園課 (こども園等の以下の施設を含む。)

こども園 1 園 高田こども園

保育所 3 か所 片塩保育所、浮孔保育所、高田西保育所

(2) 監査実施日

令和 4 年 11 月 22 日

(3) 監査の結果

事務の管理及び執行等については、一部に注意又は検討を要するものが見受けられたが、おおむね適正に処理されていると認める。

指摘事項は次のとおりである。なお、監査の際に見受けられた整備を要する事項のうち、軽微なものについては、その都度指導したので省略する。

【指摘事項】

- 起案文書の合議の欄に別法人の担当者印を押印させるという不適切な処理をされているものが散見された。(こども家庭課)
- 民間団体が行うべき市民交流センターの使用許可申請について、こども家庭課からの依頼という形式をとり、正当な行政手続が踏まれていないだけでなく、事務の効率化も図られていないものが見受けられた。(こども家庭課)
- 当市の登録外業者(法人)との契約において、相手方が代表者印として押印している印影の役職名が、契約書上の代表者の役職名と異なるにもかかわらず、その確認を怠り契約書を取り交わしていた。(保育幼稚園課)
- 随意契約とする理由の記載が不十分、不明確なものが見受けられた。(保育幼稚園課)

5.7. 保健部

(1) 監査の対象

健康増進課、介護保険課

(2) 監査実施日

令和4年12月16日

(3) 監査の結果

事務の管理及び執行等については、一部に注意又は検討を要するものが見受けられたが、おおむね適正に処理されていると認める。

指摘事項は次のとおりである。なお、監査の際に見受けられた整備を要する事項のうち、軽微なものについては、その都度指導したので省略する。

【指摘事項】

- 新型コロナワクチン接種事業に係る会計年度任用職員に対する報酬について、条例及び規則に基づかない高額の支給がされているものがあつた。(健康増進課)
- 減免申請書、その他の相手方の意思表示に係る書面について、申請日等の日付がないものが見受けられた。(介護保険課)

5.8. 環境建設部

(1) 監査の対象

住宅課、都市計画課、クリーンセンター(建設企画課)

(2) 監査実施日

令和5年1月16日

(3) 監査の結果

事務の管理及び執行等については、一部に注意又は検討を要するものが見受けられたが、おおむね適正に処理されていると認める。

指摘事項は次のとおりである。なお、監査の際に見受けられた整備を要する事項のうち、軽微なものについては、その都度指導したので省略する。

【指摘事項】

- 公園管理に係る委託契約の支払が著しく遅延しているものがあつた。(都市計画課)
- 公園の管理に係る各種許可申請について、日付の記載が抜けているものが多数散見される等、事務処理が杜撰であつた。(都市計画課)

- 公園の独占的使用に係る許可申請について、申請に対する処分行為であるところ、使用しようとする外部団体に申請させるのではなく、意図的に市の組織内の特定の部署からの依頼という形式を整えさせて処理を行うという不適切な処理が散見された。その結果、使用料の徴収に係る判断機会を逸するものとなっていた。(都市計画課)
- 公園の独占的使用に係る公共的団体からの申請に対する処分について、内部処理として行う届出の処理がされていた。その結果、許可書を相手方に交付しないという規則違反があった。(都市計画課)
- 営利法人に対する公園占用許可について、誤った判断で使用料を全額減免しているものが見受けられた。(都市計画課)
- 営利法人に対する行政財産の使用許可に当たって、使用料を全額減免することを念頭に事務処理をした結果、誤って使用料が発生しない内部間の手続が採用されており、使用料減免措置に係る意思決定を証する書面が存在しないものとなっていた。(都市計画課)
- 上記に掲げたものも含み、各種許可の申請に関して、公園条例施行規則に定める各様式を正しく使い分けできていない。また、公園の使用については、自由に使用することを前提とし、条例において一定の行為について制限を設け、当該行為を行うにつき許可を必要としているところ、制限される行為に該当しないものにまで、申請及び許可行為を必要とする誤った運用となっている。(都市計画課)
- 各種使用料の減免については、その判断に統一性や論理性が見られず、都度、恣意的に判断されていると評価せざるを得ないものであった。また、減免割合の適用は皆無であって全てが全額減免とされているところ、全額減免は相当ではないと思われるものも一部に見受けられ、漫然と事務処理がされていると評価せざるを得ないものであった。(都市計画課)

5.9. 上下水道部

(1) 監査の対象

水道総務課、水道工務課、下水道課

(2) 監査実施日

令和5年1月18日

(3) 監査の結果

事務の管理及び執行等については、一部に注意又は検討を要するものが見受けられたが、おおむね適正に処理されていると認める。

指摘事項は次のとおりである。なお、監査の際に見受けられた整備を要する事項のうち、軽微なものについては、その都度指導したので省略する。

【指摘事項】

- 公用車の運行日誌において記載漏れが散見され、適正な管理がなされていなかった。(水道工務課)

5.10. 教育委員会事務局教育部

(1) 監査の対象

教育総務課、生涯学習課（葛城コミュニティセンター、中央公民館、図書館を含む。）、その他教育施設として、以下の学校等を抽出した。

幼稚園 4 園	高田幼稚園、片塩幼稚園、菅原幼稚園、浮孔西幼稚園
小学校 4 校	高田小学校、片塩小学校、菅原小学校、浮孔西小学校
中学校 2 校	高田中学校、片塩中学校

(2) 監査実施日

令和 4 年 12 月 16 日

(3) 監査の結果

事務の管理及び執行等については、一部に注意又は検討を要するものが見受けられたが、おおむね適正に処理されていると認める。

指摘事項は次のとおりである。なお、監査の際に見受けられた整備を要する事項のうち、軽微なものについては、その都度指導したので省略する。

【指摘事項】

- 資金前渡による資金の交付を受ける前に、職員が郵便料を立替払している記録が見受けられた。(教育総務課)
- 学校保健事業に係る物品購入契約の一部において、契約金額の確認不足を起因とする決裁区分誤りと契約書の作成漏れがあった。(教育総務課)
- 職員等の通勤用自動車の駐車に係る使用料の納付時期及び使用に係る届出について、要綱に準拠した運用がされていなかった。(教育総務課)
- 各公民館に同じ目的で設置する合計金額が 122 万円の備品を購入するに当たり、一件当たり 20 万円前後とする合理的理由を欠く分割によって、全

契約を同一事業者との1者見積りによる少額随意契約がされるという法の潜脱が見受けられた。(生涯学習課)

- 贈与契約として整理している補助金の交付決定通知書について、昨年度の指導事項であったにもかかわらず、不要な教示文の記載がされていた。(生涯学習課)

5.11. 選挙管理委員会事務局

(1) 監査の対象

選挙管理委員会事務局

(2) 監査実施日

令和4年10月13日

(3) 監査の結果

事務の管理及び執行等については、一部に注意又は検討を要するものが見受けられたが、おおむね適正に処理されていると認める。

指摘事項は次のとおりである。なお、監査の際に見受けられた整備を要する事項のうち、軽微なものについては、その都度指導したので省略する。

【指摘事項】

特筆すべき事項は無かった。

5.12. 農業委員会事務局

(1) 監査の対象

農業委員会事務局

(2) 監査実施日

令和4年10月13日

(3) 監査の結果

事務の管理及び執行等については、一部に注意又は検討を要するものが見受けられたが、おおむね適正に処理されていると認める。

指摘事項は次のとおりである。なお、監査の際に見受けられた整備を要する事項のうち、軽微なものについては、その都度指導したので省略する。

【指摘事項】

- 予算執行権が長の専属事項であるところ、農業委員会を決裁権者とする根拠のない事務処理がされていた。

5.13. 市立病院

(1) 監査の対象

総務課、財務企画課、管理課、医事課、看護専門学校、訪問看護ステーション、栄養管理科

(2) 監査実施日

令和5年1月18日

(3) 監査の結果

事務の管理及び執行等については、一部に注意又は検討を要するものが見受けられたが、おおむね適正に処理されていると認める。

指摘事項は次のとおりである。なお、監査の際に見受けられた整備を要する事項のうち、軽微なものについては、その都度指導したので省略する。

【指摘事項】

- 賃貸借契約に係る随意契約理由について、随意契約でなければ目的を達成できない理由の説明が不十分であるものが見受けられた。(管理課)
- 契約内容変更に係る両者の記名押印がある覚書において、所定の契約変更伺を使用しておらず、また決裁区分と保存年限が適当でないものが見受けられた。(管理課)